

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	軽自動車税関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西海市は、軽自動車税に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

無し

評価実施機関名

西海市長

公表日

令和8年3月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税関連事務
②事務の概要	地方税法に基づき、必要な事項を記載した申告書、報告書の提出を受け、軽自動車の管理を行っている。 それらを基に軽自動車税額を算出し、軽自動車税の賦課を行う。 納税通知書等の電子通知希望申請
③システムの名称	軽自動車税システム 中間サーバー 滞納整理システム 団体内統合宛名システム 収納消込システム 口座管理システム、通知IFS
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 軽自動車税車両情報ファイル 2. 滞納処分ファイル 3. 交渉記録ファイル 4. 宛名基本ファイル 5. 収納履歴ファイル 6. 口座情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24の項、地方税法
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定
②法令上の根拠	【別表における情報提供の根拠】 ●番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1、2、3、4、5、7、11、13、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項 【別表における情報照会の根拠】 ●番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	西海市 市民環境部 税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	西海市 総務部 総務課 電話:0959-37-0011 住所:西海市大瀬戸町瀬戸榎浦郷2222番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	西海市 総務部 総務課 電話:0959-37-0011 住所:西海市大瀬戸町瀬戸榎浦郷2222番地
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月4日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月4日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
8. 人手を介在させる作業	
[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	<p>処理を行う際は必ず3情報を確認し、登録の際は複数人で確認を行っている。また、住基ネットで照会を行う際は4情報又は住所を含む3情報により行うこととしているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考え。</p>

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div> [十分に行っている]
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</div> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div> [十分である]
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、職員番号、手の静脈による認証、顔認証による管理が行われており、適切な対策をしている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I-5②所属長	税務課長 宮森 好光	税務課長 岡野 雅毅	事後	特定個人情報保護評価書見直しに係る変更
平成31年1月18日	I-5②所属長の役職名	課長	課長	事後	項目名の変更による記載変更
平成31年1月18日	IVリスク対策	なし	新規記入	事後	シート追加による新規記載
令和8年3月2日	II しきい値判断項目 1.対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
令和8年3月2日	4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	記載なし	新規記入	事後	
令和8年3月2日	5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く)	記載なし	新規記入	事後	
令和8年3月2日	6.情報提供ネットワークシステムとの接続	記載なし	新規記入	事後	
令和8年3月2日	8.人手を介在させる作業	記載なし	様式変更により追加	事後	
令和8年3月2日	11.最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	様式変更により追加	事後	
令和8年3月2日	I-3, 法令上の根拠	●番号法第9条第1項 別表第一 項番16 ●番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	番号法第9条第1項 別表24の項	事後	現行法令への修正
令和8年3月2日	I-4, 法令上の根拠	●番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠):無し(情報提供は行わない。)(別表第二における情報照会の根拠):項番27 ●番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 別表第二における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項	【別表における情報提供の根拠】 ●番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1、2、3、4、5、7、11、13、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項 【別表における情報照会の根拠】 ●番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項	事後	現行法令への修正
令和8年3月2日	I-1②, 事務の概要	記載なし	納税通知書等の電子通知希望申請	事後	概要の追記 納税通知書の電子的送付に対応するため。
令和8年3月2日	I-1③, システムの名称	記載なし	通知IFS	事後	システム名の追記 納税通知書の電子的送付に対応するため。
令和8年3月2日	I-3, 法令上の根拠	記載なし	地方税法	事後	法令の追記 納税通知書の電子的送付に対応するため。包括して地方税法を追記